

崇徳年間における 太宗属下の旗人について

—— 鑲黄旗を中心に ——

磯 部 淳 史

はじめに

ヌルハチ（努爾哈齊 Nurhaci, 太祖）によって建国された後金国（アイシン国 Aisin gurun）が、大清（ダイチン Daicing）と国号を改めるのは、太宗ホントイジ（皇太極 Hong Taiji, ヌルハチの八子）が衆の推戴を受けて皇帝位に就いた天聰十（1636）年四月のことである。この時、元号も天聰から崇徳と改元された。

この大清皇帝即位と崇徳改元が、太宗の君主権力を論じる上において一つの画期であったことは異論がないだろう。太宗の即位当初は、彼よりも年長であるダイシャン（代善 Daišan, ヌルハチの次子）・アミン（阿敏 Amin, ヌルハチの同母弟シュルガチ【舒爾哈齊 Šurgaci】の次子）・マングルタイ（莽古爾泰 Mangūltai, ヌルハチの五子）らの、太祖時代から政治に参加していた大ベイレ達がおおきな勢力を持ち、いわば太宗と三ベイレの併存体制であった。これに対して太宗は、天聰年間を通じて徐々に彼らの権力に制限を加え、天聰十年までの間に三人のベイレを肅清、あるいは失脚させて自己の権力を確立した。

こうした太宗の君主権確立の過程については、すでに多くの先行研究が論じる所であり⁽¹⁾、筆者自身もこれまで、六部や内三院といった太宗朝に創設された機関、あるいは太宗とグサ＝エジェン（固山額真 gūsai ejen, 漢訳は都統、満洲語で「旗の主」の意で、各旗を管轄する大臣）の関係に検討を加え、太宗朝の皇帝権力の問題に取り組んできた⁽²⁾。特にグサ＝エジェンについては、太宗は彼らを通じて他旗に影響を及ぼそうとしたことを指摘したが、これらはいわ

ば太宗が八旗のうち「外」の勢力に向けて行った政策である。これに対して、太宗自身が領有する鑲黄旗・正黄旗については、両旗が太宗の支持勢力であることが自明であるためか、特に太宗が権力を確立した崇徳年間以降は研究が少ない。

ところで、太宗は大清皇帝即位の直前の天聡九（1635）年の十二月に、それまでマンゲルタイ一族が領有していた正藍旗を、マンゲルタイが生前に反乱を企てていたことを口実に没収・解体し、これを改組した新正藍旗に、それまで鑲黄旗の旗王であったホーゲ（豪格 Hooge, 太宗の長子）とアバタイ（阿巴泰 Abatai, ヌルハチの七子で太宗の異母兄）を旗王として封じた。この太宗による正藍旗の解体・改組については、すでに先行研究によって詳細な考察がなされていて、これによって太宗は、事実上三旗を領有して領旗の数で諸王よりも優位になったと指摘されている⁽³⁾。この三旗、とりわけ太宗が直接支配する両黄旗こそが、彼の勢力基盤であったことは疑いないが、前述のように太宗朝の両黄旗について詳細に考察した研究は少ない。太宗の領旗について検討を加え、正藍旗と鑲黄旗の換旗の事実を指摘した阿南惟敬氏や杜家驥氏の研究も、両黄旗と正藍旗間で旗人が異動している事実は指摘しているが⁽⁴⁾、旗の改組に際して、太宗がいかなる旗人をいかなる目的でもって新たな両黄旗に配置したのかという太宗の意図についてはほとんど言及されていない。

この大清皇帝即位の直前に行った三旗の改組については、太宗が恣意的に行ったものであるから、そこには太宗の政治的意図が濃厚に反映されていると考えられる。特に天聡年間以前の状態を基調として再編成された正黄旗に比べ、鑲黄旗は旧来の鑲黄旗人がほぼそのまま正藍旗に異動になったために、実質的には太宗によって新設された旗である。当然そこに所属する旗人の多くは、かつてマンゲルタイの属下にあった旗人達であり、単に形式的に三旗を領有するだけでなく、旧正藍旗人を実質的に自己の属下として機能させることが太宗には急務だったはずである。かつて拙稿でも指摘したように、太宗の他旗への統制には限界もあり⁽⁵⁾、三旗の再編成自体に、この限界を補い、自己の軍団をより充実させて諸王の優位に立つと

いう太宗の意図が反映されていることは容易に想像がつく。その中でも鑲黄旗により大きな再編成がなされたのは、旧正藍旗人を太宗の属下の旗人として転化させる場としての役割を担ったためであったと考えられ、こうした点で三旗の中で太宗が最も意を注いだのが鑲黄旗の編成であったと思われる。このことは、太宗朝の皇帝権力の問題を考える上で看過出来ないものであり、太宗朝の政治史を考える上で大きな意義を持つであろう。のみならず、後続する順治朝や康熙朝の政治史において、皇帝の周辺にあって重要な役割を果たす人物が鑲黄旗から多く輩出したことを考えても、鑲黄旗を取り上げて論じることの意義は大きい。

そこで本稿では、崇徳年間の太宗の領旗の中でも、特に鑲黄旗と鑲黄旗人達に検討を加え、太宗がどのような意図でもって旗を編成し、旗人達が太宗の政権においてどのように任用されていたのかという点を明らかにしたいと思う。以下、第一章では、まず崇徳年間の鑲黄旗に所属した旗人を整理し、その特徴を明らかにし、続く第二章では、そうした鑲黄旗の特徴を踏まえて、鑲黄旗人達の中でもいかなる旗人が太宗政権を構成していて、太宗は彼らをいかにして政権内に位置づけていたのかを考察する。

1. 崇徳年間の鑲黄旗と属下の旗人

本章では、崇徳年間の鑲黄旗人がいかなる来歴・出自の人物によって構成されていたのかを整理し、そこからうかがえる太宗の編成の意図について考察していく。

(1) 崇徳年間の鑲黄旗人とその特徴

前述のように、天聰末年に行われた正藍旗・両黄旗の三旗の改組、とりわけ鑲黄旗の再編成には、太宗の政治的意図が多分に反映されていると考えられる。そのためここでは、鑲黄旗の事例を中心に考察を進めていきたい。

さて、すでに杜家驥氏の研究でも、天聰末年から崇徳初年に正藍旗から鑲黄旗に、そして正黄旗から鑲黄旗に異動した旗人について

整理・一覧化が行われているが⁽⁶⁾、氏は論考の性格上、異動の事実を指摘するだけにとどまり、旗人の出身氏族や家系といった出自にまでは立ち入っておらず、異動した旗人そのものについての分析もなされていない。また、筆者が調べたところ、杜家驥氏が挙げしていない人物で、崇徳年間になってから鑲黄旗に異動した旗人も複数存在する。こうした点を踏まえて、ここでは杜家驥氏の整理に依拠しつつ、改めて崇徳年間以降の鑲黄旗人を整理してみたい。

筆者は『満文内国史院檔』（『訳編』『内国史院檔』を含む）『原檔』『老檔』『満文太宗実録』『世祖実録』などに「鑲黄旗某」などの形で、はっきりと鑲黄旗に属していることがわかる旗人を抜き出し、それを『初集』や『続集』『通譜』の記述、また上記史料の天聡年間の記事と照らし合わせ、その結果、全部で47人の鑲黄旗人の異動の事実と出自を特定することが出来た（一部の旗人は出身氏族が不明）。それを示したものが〔表1〕である。この他、直接史料に正藍旗人として登場はしないが、後代の編纂史料には鑲黄旗人として登場する旧海西女直ハダ王家のハダ＝ナラ（哈達納喇 Hada Nara）氏嫡系もここに含まれる⁽⁷⁾。

ここで整理した鑲黄旗人には、果たしてどのような特徴が見られるのであろうか。まず、旧正藍旗人で鑲黄旗に異動した人物は、①グサ＝エジェンなどの旗の要職経験者、②ハダ＝ナラ氏やシャジ（沙濟 Šaji）地方のフチャ（富察 Fuca）氏といった旧正藍旗旗王家と姻戚関係にあり、旗王マンゲルタイの勢力基盤を構成した有力旗人が多く含まれていることが特徴的である。また正黄旗から異動した人物を見ると、グワルギヤ（瓜爾佳 Gūwalgiya）氏フュンドン（費英東 Fiongdon）家、シュシュ＝ギョロ（舒舒覺羅 Šušu Gioro）氏のバシタイ（巴世泰 Basitai）、ヌルハチの異母弟バヤラ（巴雅喇 Bayara）を父に持つ宗室のバイントウ（巴尹図 Baintu）とその兄弟など、太宗に仕えて著功のあった人物が多く見られる。

これらの旗人達を、以下にもう少し細かく見ていこう。旧正藍旗人で①の特徴を持つ旗人には、セレ（色勒 Sele、ヌルハチの祖父ギョチャンガ【覺昌阿 Giyocangga】の長子リドゥン＝バトゥル【礼敦巴図魯

[表1] 崇徳年間の鑲黄旗人一覧

旧所 属旗	人名	異動前の属旗を示す史料	鑲黄旗人として 登場する史料	氏族名
正	セレ	『満文太宗実録』天命十一年九月一日の条	『旧檔』天聡九年十二月七日の条	覚羅
	トボホイ	『満文太宗実録』天命十一年九月一日の条	『老檔』崇徳元年八月六日の条	覚羅
	サビガン	『満文太宗実録』天命十一年九月一日の条	『満文内国史院檔』崇徳四年四月二十五日の条	覚羅
	ハシトゥン	『統集』巻百三十六	『満文内国史院檔』順治十四年十月四日の条	シャジ地方のフチャ氏
	ワントシ	『満文太宗実録』天聡八年正月二十八日の条	『通譜』巻二十五	シャジ地方のフチャ氏(ハシトゥン弟)
	ウライ	『満文太宗実録』天聡六年四月二十二日の条	『満文内国史院檔』崇徳四年四月二十五日の条	スワン地方のグワルギャ氏(フンドン甥)
藍	クワクタカ	『老檔』天命十一年五月二十日の条	『老檔』崇徳元年五月二十五日の条	不明
	イレシェン	『老檔』天命十一年五月二十日の条	『満文内国史院檔』崇徳三年七月二十四日の条	フェイモ氏
	ウンガダイ	『旧檔』天聡九年九月二十五日の条	『老檔』崇徳元年九月八日の条	訥殷江地方のフチャ氏
	シュシラン	—	『満文内国史院檔』順治十四年十月四日の条	訥殷江地方のフチャ氏(ウンガダイ次子)
旗	ホト	『旧檔』天聡九年四月二日の条	『満文内国史院檔』崇徳四年十一月八日の条	訥殷江地方のフチャ氏(ウンガダイ親兄の子)
	ヤンプル	『老檔』天命十一年五月の条(日付不明)	『初集』巻三	ハダ地方のグワルギャ氏
	ブクシャ	—	『世祖実録』順治九年八月丁卯の条	ハダ地方のグワルギャ氏(ヤンプル孫)
	バサン	—	『満文内国史院檔』崇徳三年正月二十日の条	ハダ地方のグワルギャ氏(ヤンプル甥)
	テムル	『老檔』天聡六年二月二十日の条	『老檔』崇徳元年五月二十五日の条	不明

	バトゥマ	『満文太宗実録』天聡八年十二月二十八日の条	『満文内国史院檔』崇徳四年四月二十五日の条	不明
正	バイントゥ	『満文太宗実録』天命十一年九月一日の条	『旧檔』天聡九年十二月七日の条	宗室（ヌルハチ異母弟・バヤラ三子）
	グンガダイ	—	『満文内国史院檔』崇徳四年四月二十五日の条	宗室（ヌルハチ異母弟・バヤラ四子）
	ソーハイ	『満文内国史院檔』天聡八年十二月十四日の条	『老檔』崇徳元年九月八日の条	スワン地方のグワルギヤ氏（フンドン次子）
	ドボロ	—	『満文内国史院檔』順治二年九月五日の条	スワン地方のグワルギヤ氏（ソーハイ子）
	ウイチ	『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『初集』卷百四十一	スワン地方のグワルギヤ氏（フンドン九弟）
黄	ジョブテイ	—	『満文内国史院檔』崇徳四年四月二十五日の条	スワン地方のグワルギヤ氏（ウイチ次子）
	オボイ	『老檔』天聡六年四月二十二日の条	『満文内国史院檔』順治三年正月二十一日の条	スワン地方のグワルギヤ氏（ウイチ三子）
	バハ	—	『満文内国史院檔』順治六年十月十日	スワン地方のグワルギヤ氏（ウイチ四子）
	ムリマ	—	『満文内国史院檔』順治三年十一月三日の条	スワン地方のグワルギヤ氏（ウイチ六子）
	旗	チャカニ	『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『老檔』崇徳元年五月二十五日の条
カカム		『旧檔』天聡九年正月二日の条	『老檔』崇徳元年九月八日の条	サハジリ氏
グングン		『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『満文内国史院檔』崇徳四年十一月初八日の条	マギヤ地方のマギヤ氏
ネルテイ		—	『満文内国史院檔』崇徳三年十二月初六日の条	マギヤ地方のマギヤ氏（グングン弟）

正	ウンドゥリ	—	『滿文内国史院檔』 崇徳四年四月二十五日の条	マギヤ地方のマギヤ氏（グングン従兄弟）
	トゥルシ	『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『初集』卷百四十四（天聡八年に死去）	イェヘ地方のシュシュ＝ギョロ氏
	バシタイ	—	『滿文内国史院檔』 順治七年十二月十三日の条	イェヘ地方のシュシュ＝ギョロ氏（トゥルシ次子）
黄	バイサン	『老檔』天命十一年五月の条（日付不明）	『滿文内国史院檔』 崇徳四年四月二十五日の条	覚羅
	グナダイ	—	『老檔』崇徳元年五月二十五日の条	覚羅（バイサン子）
	ヤルブ	『老檔』天命十一年五月の条（日付不明）	『老檔』崇徳元年五月二十五日の条	不明
旗	アイトゥンガ	『老檔』天命十一年五月の条（日付不明）	『初集』卷三	蜚悠城地方のフチャ氏
	スルドゥンガ	『滿文内国史院檔』天聡八年十二月五日の条	『初集』卷三	長白山地方のフチャ氏
	シュシユ	『滿文内国史院檔』天聡八年十二月五日の条	『滿文内国史院檔』 崇徳三年五月十日の条	長白山地方のフチャ氏（スルドゥンガ次子）
	タナカ	『老檔』天命十一年五月の条（日付不明）	『滿文内国史院檔』 崇徳三年八月十五日の条	不明
	チェルゲイ	『老檔』天聡六年五月十四日の条	『初集』卷百四十二	長白山地方のニユフル氏（エイドゥ長子）
白	チェンタイ	『老檔』天聡六年五月十四日の条	『世祖実録』順治九年三月己丑の条	長白山地方のニユフル氏（チェルゲイ長子）
	トゥルゲイ	『滿文太宗実録』天命十一年九月一日の条	『初集』卷百四十二	長白山地方のニユフル氏（エイドゥ八子）
旗	コブソ	—	『世祖実録』順治八年二月庚子の条	長白山地方のニユフル氏（トゥルゲイ二子）
	イルデン	『滿文太宗実録』天命十一年九月一日の条	『初集』卷百四十二	長白山地方のニユフル氏（エイドゥ十子）

鑲	オーデ (オドイ)	『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『初集』卷百四十二	長白山地方のニューフル氏(エイドゥ十一子)
白	チョーハル	『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『初集』卷百四十二	長白山地方のニューフル氏(エイドゥ十三子)
旗	エビルン	『旧檔』天聡九年正月二十三日の条	『初集』卷百四十二	長白山地方のニューフル氏(エイドゥ十六子)

Lidun Baturu】の孫）・トボホイ(托博輝 Tobohoi, ギョチャンガの兄ソーチャンガ【索長阿 Soocangga】の孫)・サビガン(薩壁漢 Sabigan, ギョチャンガの兄リオチャン【劉闡 Liocan】の曾孫)の覚羅出身の三人がおり、前二者は正藍旗のグサ＝エジェンを務めた人物であった⁽⁸⁾。サビガンは、ヌルハチの後を継いで太宗がハン位に就いた際に、各旗より国政を処理するために選出された十六大臣の一人であり⁽⁹⁾、また八旗官ではないが、天聡五(1631)年五月に六部が設置された際、戸部参政に任じられた人物である⁽¹⁰⁾。筆者はかつて、他旗の旗人をグサ＝エジェンや六部の大臣などに任用することで、太宗は彼らを公職の中に位置づけ、八旗内における自らの支持勢力を増やそうとしたことを指摘したが⁽¹¹⁾、その点で彼らは旧正藍旗の中でも太宗に近い旗人達であった。

特にセレは、正藍旗の中では太宗に近い旗人であったと考えられる。『満文太宗実録』によると、天聡八年正月に、セレ以下二十六人の正藍旗の主立った旗人がマングルタイの一周忌にマングルタイの夫人邸宅に押しかけ、酒席で騒動を起こしたという事件があった⁽¹²⁾。この記事は、当時の正藍旗人の名を特定出来る有益な史料として、阿南氏や杉山清彦氏も利用しているが⁽¹³⁾、筆者はこの騒動において太宗がとった以下のような行動に注目したい。

これよりハン(太宗)は、(マングルタイの)夫人らの所にて酔ったことは真かと、ソーハイ・グンガダイ・バキラン、この三人を見に行かせた後、見に行った者は述べて、(セレらが)酔ったことは事実であるといった時、(太宗は)また官のある大臣は誰

がいるか見に行けとてアシダルハン＝ナクチュ・宗室のバイントウ、この二人を行かせ、酔った者らを記録して持って来た。(正月)二十九日、大臣らが大衙門に集め、衆ベイレ、大臣らはセレを殺すべきであるとて上奏した後、ハンは勅旨を下し述べて『この愚かな者を殺したとて何のことがあるか。殺すことを免じて顔に唾を吐け。』とて唾を吐かせて革職した。

太宗はこの事件を側近に調査させる際に、「官のある大臣は誰がいるか見に行け」と命じており、そこにグサ＝エジェンであったセレがいるのがわかると、太宗は死罪にすべきという諸王・諸大臣の上奏を抑えて、死罪を免じただけでなく、セレをグサ＝エジェンの任にそのまま留めている⁽¹⁴⁾。太宗が旗王統制の手段の一つとしてグサ＝エジェンを利用したことは前述したが、太宗はここでもそのような官職を持つ大臣が騒動を起こしたことを問題視し、セレを訓戒して公の官人としての意識を持たせるように促しつつも、正藍旗旗王家を牽制する必要性からセレをグサ＝エジェンに留めておく必要があったと考えられる。セレを「愚かな者」と評した言葉とは裏腹に、太宗の行動は、彼が正藍旗人の中でセレを重視していたことを物語っている。セレについては、この事件より前の天聰五年八月に、マングルタイが太宗の御前で怒りの余り刀を抜きかけたという事件があった際に、太宗から咎められたことがあった。マングルタイが弁明のために太宗のもとを訪れた際にも、セレは同行したが太宗は会わず、「ともに来たセレ・アンガラ（昂阿喇 Anggara）よ、汝らは汝のベイレを伴い来たのは、我ら兄弟が死ぬようにと言うのか」と叱責している⁽¹⁵⁾。一見すると太宗がセレを信任していることとは反する事例のように思えるが、旗王を訓導する役目を持つグサ＝エジェンでありながら、主を諫めなかったことを太宗は問題視したのであって、太宗朝に度々見られるグサ＝エジェンの訓戒事例と同様に、これはむしろセレの役割に期待しているからこそこの叱責と見るべきであろう⁽¹⁶⁾。この後でマングルタイ一族が粛清され、旗王家と関係があった正藍旗人が処罰を受ける中で、セレは咎められることなく、正藍旗解体直後の人事では鑲黃旗のメイレン＝ジャンギン

(梅勒章京 *meireni janggin*, 漢訳は副都統) という要職に任じられていることも⁽¹⁷⁾, セレと太宗の関係を裏書きするものと考えられる。

もう一方の②の特徴を持つ旗人達は, ①の旗人達とは逆に, 正藍旗旗王家と近しかった者達である。杉山氏の研究にあるように, ハシトゥン (巴什屯 *Hasitun*)・ワントシ (万塔錫 *Wantasi*) 兄弟の属するシャジ地方のフチャ氏はマンゲルタイの母系の氏族であり, ハダ=ナラ氏の嫡系はマンゲルタイ自身と婚姻関係を持つ氏族である。またブクシャ (布克沙 *Bukša*) とその従兄弟のバサン (巴山 *Basan*) が属するハダ地方のグワルギャ氏も, 旧ハダ国の有力武将の家系であるからこの系統に含んで良いであろう⁽¹⁸⁾。太宗がマンゲルタイ一族を肅清し正藍旗を没収する際に, これらの氏族も大きな打撃を受けたが⁽¹⁹⁾, 太宗は彼らを改組後の鑲黄旗に属させている。太宗としては, 新たに鑲黄旗に属させたものの, その直前までマンゲルタイの与党であったこれらの氏族を, 円滑に自身の支配下に置く必要があったはずである。この点からすると, 長く正藍旗のグサ=エジェンを務め, 旗務に熟達したセレが, 崇徳年間になってもメイレン=ジャンギンとして鑲黄旗の大臣であり続けたのは, 元々太宗に近い旗人であった彼に引き続き旧正藍旗人を管理させ, 改組後の鑲黄旗に太宗の支配を円滑に浸透させるためであったと考えられる。

しかしながら, セレはあくまでもメイレン=ジャンギンであって, 旗を統べるグサ=エジェンに再任されたわけではない。いかに太宗に近い旗人とはいえ, あくまでもセレは太宗の属下にあっては「外様」であるから, 鑲黄旗全体を管轄する職には, 元来太宗の腹心だった者を任じるのが自然である。その役割を担ったのが, 正黄旗より新たに鑲黄旗に異動した旗人達であったと考えられるが, 次にそうした旗人達について考察していきたい。

崇徳年間になって正黄旗より鑲黄旗に異動した旗人で目を引くのは, 前述のように著功のあった有力旗人の存在である。これら功臣のうち, 天聡八 (1634) 年十二月と天聡九年正月の二度にわたって行われた専管ニルの分定に際し, ニルの専管を許された旗人は, バイントウ・ソーハイ (索海 *Soohai*, 天聡九年時は弟のチャカニ【察喀尼

Cakani】が対象）・ウイチ（衛齊 Uici）・バシタイ（名義は亡父のトゥルシ【圖魯什 Turusi】）・マギヤ（馬佳 Magiya）氏のグングン（公袞 Gunggun）の五人で⁽²⁰⁾、正黄旗人で専管権を有していた有力旗人の大半が鑲黄旗に異動していることがわかる。またバイントゥの弟であるグングダイ（鞏阿岱 Gunggadai）、フュンドン家からはドポロ（多頗羅 Doporo）・ジョブテイ（趙布泰 Jobtei）・オボイ（鰲拜 Oboi,）・ムリマ（穆理瑪 Murima）など多くの者が異動している。

彼らの鑲黄旗への異動は、太宗のいかなる意図によるものであろうか。それについて考察するために、まずは彼らがいかなる旗人だったのかを細かく見ていきたい。まずバイントゥは、鑲黄旗が再編成された際にグサ＝エジェンに任じられ、以降崇徳年間を通じてグサ＝エジェンの任にあった人物である。彼は諸臣中一際多い三個半ニルの専管を許されており、また専管分定に先立つ天聰八年四月、特に世職を一等副将から三等アンバン＝ジャンギンに引き上げられているなど太宗より厚遇を受けている。これはヌルハチの末弟の子という彼自身の出自も影響しているにせよ、それだけではなく、前述のセレの事件の時のように、太宗から特に命じられて派遣されることも多く、また崇徳年間に入って度々太宗が、

バイントゥは皇上を忘れず、獲得したよいものを初めから献上品として出し慎んで持って来たことはよい⁽²¹⁾。

あるいは、

凡そ誰でも各自の得たものをグサ＝エジェンに送り、グサ＝エジェンはすべて収めて、誰の得たものと記録に書き、バイントゥのように人を出して保管し慎んで持ちつつ来て恭しく見せれば、それこそ理に適うぞ。

というように⁽²²⁾、度々バイントゥをグサ＝エジェンの模範のように賞していることから、太宗が側近として重用した旗人と見なして良い。他旗のグサ＝エジェンが処罰され解任・交替を繰り返している事例が多い中で、バイントゥの場合は処罰の対象になっても許されてグサ＝エジェンの任に留められている点からしても、他のグサ＝エジェンに比べて太宗から優遇されていることがうかがえ

る⁽²³⁾。また彼の弟のゲンガダイも、太宗の側近として活躍しており⁽²⁴⁾、この家系自体が太宗の側近集団に属していたことがわかる。

次にグワルギャ氏フンドン家出身の旗人達であるが、この家系からはソーハイがメイレン＝ジャンギンに任じられている。彼は六部設置より刑部承政の任も兼ねており、諸史料ではこちらの肩書きで登場することが多いが、『初集』には「梅勒章京曹海（ソーハイ）」という記述が見られ⁽²⁵⁾、また崇徳七（1642）年七月に彼が罪をなした際に、

上の嘆きであるとして、衆人が皆喪に服している時、（刑部）承政のソーハイは祖大楽の家の優倡を連れて来て、三弦・琵琶を弾き歌い、舞って遊び戯れたために、殺すべく審議し、聖上に上奏した。聖上の勅旨もてソーハイを革職し、メイレンを管轄することをやめさせた。

と議されているので⁽²⁶⁾、崇徳年間に彼がメイレン＝ジャンギンであったことは疑いない。彼もまた、天聡年間からの太宗の腹心の一人であり、後述するようにフンドン家からは太宗の侍衛を多く輩出していることからしても、この家系もまた太宗に近しかったことがわかる。バシタイの属するシュシュ＝ギョロ（舒舒覚羅 *Sušu Gioro*）氏も、皇帝の近臣を輩出した家系であり⁽²⁷⁾、ゲンゲンのマギャ氏についても、彼の弟のネルテイ（内爾特 *Nertei*）は、解任されたソーハイの後任としてメイレン＝ジャンギンとなっている⁽²⁸⁾。

このように正黄旗から鑲黄旗に異動した旗人達は、太宗の側近集団を構成していた人物が多く、彼らのうちバイントウ・ソーハイ・ネルテイは、鑲黄旗の大臣を構成していた。これに加えて、バイントウ兄弟の生母はフンドンの娘であり、彼らの家系同士も婚姻関係によって結びついていたことも看過出来ない⁽²⁹⁾。すなわち、正黄旗から鑲黄旗に異動した旗人達は、ともに太宗の側近集団に属しているというだけでなく、婚姻を通じて相互につながりも持っていたのである。さらにバイントウの家系とシャジ地方のフチャ氏、そしてマギャ氏とサビガン家との間には婚姻関係があり⁽³⁰⁾、フンドン家出身のウライ（呉頼 *Ulai*、フンドンの五弟ウルハン【*Urhan* 呉

爾漢】の子)は元々正藍旗に属していた。こうした点でも彼らは、崇徳以前から正藍旗と関係があった旗人達であり、マングルタイ与党の旧正藍旗人が多く属する鑲黄旗を管理する役目には適任であったといえる。また、フンドン家は国初の功臣の家系の中でも一際有力な家系で、他にも正黄旗に属したトゥライ(図頼 Tulai, フンドンの七子)や、天聡年間の鑲黄旗に属し、ホーゲとともに正藍旗に異動したヤンシャン(楊善 Yangšan, フンドンの四弟インダフチ【音達戸斉 Indahūci】の長子)らがおり、所管のニルの数も多かった。太宗がフンドン家出身の旗人の多くを鑲黄旗に異動させたのは、再編成したこの旗の軍事力を増強する目的もあったと考えられる。

ここまで考察したことをまとめると、崇徳年間の鑲黄旗に属した主な旗人達は、旧正藍旗の中で太宗に近い者、旧マングルタイ派の旗人、そして太宗の側近集団を構成した旗人達からなっており、かつ八旗官の構成は太宗の近臣出身のバイントゥが筆頭であるグサ＝エジェンとなり、その補佐を同じく太宗の近臣のソーハイ(後にはネルテイ)と、天聡年間に正藍旗を管轄していたセレがメイレン＝ジャンギンとしてそれを支えるというものであった。こうした旧正藍旗内で近い旗人と自己の腹心を八旗官に任じて管理を徹底する体制からは、マングルタイ属下であった旧正藍旗人を円滑に自己の勢力基盤として作り替えようとする太宗の意図が見て取れる。

本節ではここまで、崇徳年間の鑲黄旗人と八旗官の構成から、崇徳年間の鑲黄旗の特徴と異動を行った太宗の意図について検討してきた。ところで、[表1]に記載された旗人達の中で、正黄旗・正藍旗以外から異動した旗人の家系が存在する。それが、崇徳四(1639)年九月に鑲白旗より鑲黄旗に異動したニユフル氏(鈕祜祿 Niohuru) エイドゥ(額亦都 Eidu)家であるが、次節では、鑲黄旗改組時に異動した旗人達とは違うケースであるこのエイドゥ家の異動について検討することにした。

(2) 崇徳四年以降の鑲黄旗について

——エイドゥ家をめぐる婚姻関係——

ニュフル氏のエイドゥ家が、ヌルハチの五大臣であり功臣の筆頭ともいべきエイドゥを祖とする家系であることはよく知られているが、エイドゥの諸子もヌルハチの末年より活躍し、天聡八、九年の専管分定の際には、トゥルゲイ（図爾格 Turgei、天聡九年時は末弟のエビルン【遏必隆 Ebilun】が対象）・チョーハル（趙哈爾 Coohar）・オーデ（敖徳 Oode）というように、フュンドン家と並んで同一家系から多数の対象者を輩出している⁽³¹⁾。このエイドゥ家は、元来はヌルハチの領旗に属しており、天聡年間旗色が変わって鑲白旗旗王となったアジゲ（阿濟格 Ajige、ヌルハチの十二子）の属下であった。しかしながら彼らは、主であるアジゲとは関係が悪く、崇徳四年九月にアジゲと紛糾を生じたことにより鑲黄旗に越旗異動している⁽³²⁾。この事実自体は早くより注目されてきたが⁽³³⁾、このエイドゥ家の旗人達が鑲黄旗に異動した理由については、これまで特に検討されてこなかった。確かにトゥルゲイらエイドゥ家の旗人達は、鑲白旗人でありながら旗王と関係が険悪で、かえって太宗と近しく、このために太宗はエイドゥ家出身者を常時鑲白旗のグサ＝エジェンに任命してきた経緯があるので⁽³⁴⁾、彼らが離主した後に太宗の領旗に異動するのは自然な成行きである。しかしながら、なぜ両黄旗のうち鑲黄旗に異動したのであろうか。

前節で筆者は、バイントゥ兄弟とフュンドン家の鑲黄旗への異動の理由の一つとして、両家の間に存在した婚姻関係、またバイントゥの家と旧正藍旗人のフチャ氏との婚姻関係を挙げたが、このエイドゥ家の異動にも婚姻を媒介にした旗人間のつながりが理由として考えられる。ニュフル氏エイドゥ家には、乾隆年間に編纂された『弘毅公家譜』が現存しており、婚姻関係を明らかにすることが可能である。この『弘毅公家譜』や、実録の記述などをもとにエイドゥ家の婚姻関係を整理したものが〔表2〕である。

これを見ると、エイドゥ家は覚羅のうちリドゥン＝バトゥルの系統、すなわち鑲黄旗人のセレが属する家系と、同じく鑲黄旗のグワ

[表2] ニュフル氏エイドゥ家婚姻表

一世	二世	三世	四世
エイドゥ	五子・アダハイ (夫人：グワルギヤ氏・ フュンドン女)	長子・アハ＝ニカン (夫人：グワルギヤ氏) 次子・ダダハイ (夫人：覚羅コルコン 女)	長女 (グワルギヤ 氏・道常夫人)
	六子・ダルンガ (夫人・グワルギヤ氏： ウルハン女)		
	八子・トゥルゲイ (夫人：ヌルハチ四女 ムクシ，元々はエイドゥ 夫人)	次子・コブソ	
	十子・イルデン (夫人：リドゥン＝バ トゥル孫女，覚羅延寿 祖姑)	チャチャン (チエルゲイの三子・ イルデン養子，夫人： 覚羅アジライ女)	
	十一子・オーデ	長子・ワダイ (夫人・覚羅延寿祖姑)	
	十三子・チョーハル (夫人：グワルギヤ氏・ フュンドン女)	次子・エヘリ	長子・インス (夫人：リドゥン＝ バトゥル孫女)
	十五子・ソホン (夫人：覚羅アジライ 女)		

ルギヤ氏フュンドン家という特定の家系と数世代にわたって婚姻関係を結んでいることがわかる。エイドゥ家出身者のうち、アダハイ (阿達海 Adahai, エイドゥ五子)・チョーハルはフュンドンの女を娶り、ダルンガ (達隆阿 Darungga, エイドゥ六子) はフュンドンの弟ウルハンの女を娶っている。崇徳以降も両家の関係は続き、アダハイの長子アハ＝ニカン (阿哈尼堪 Ahanikan) の長女は、フュンドン家ソーハイの子である道常に嫁いでいる⁽³⁵⁾。また、リドゥン＝バトゥルの系統との婚姻関係であるが、イルデン (伊爾登 Ilden, エイドゥ十子) がリドゥン＝バトゥルの孫女を娶っており、ソホン (索渾 Sohon,

エイドゥ十五子)の夫人はりドゥン＝バトゥルの長子であるボイホチ(博伊和斉 Boihoci)の五子アジライ(阿濟頼 Ajilai),すなわちセレの弟の女である。このソホン夫人の姉妹は,チエルゲイ(車爾格 Cergei,エイドゥ三子)の三子でイルデンの養嗣子となったチャチャン(察禪 Cacan)に嫁いでおり,この他にもオーデの長子ワダイ(瓦岱 Wadai)の夫人は,前述のイルデン夫人の姉妹であり,チョーハルの孫のインス(英素 Ingsu)の夫人もりドゥン＝バトゥルの孫女で,この家系からは頗る多くの女性がエイドゥ家に嫁いでいることがわかる。またアダハイの次子ダダハイ(達達海 Dadahai)が,セレの孫のコルコン(科爾坤 Korkon)の女を娶っているように,後の世代に至っても両家は婚姻を重ねていた。このように,エイドゥ家と婚姻を重ねてきた二つの家が鑲黄旗に属していたことが,太宗がエイドゥ家を鑲黄旗に異動させた理由であると考えられ,先行研究で指摘されているように⁽³⁶⁾,鑲黄旗の形成にも婚姻関係が強い影響を及ぼしているということがわかるであろう。

もう一点注目したいのは,エイドゥ家が管理するニルの多さである。先行研究によれば,エイドゥ家のニルは鑲黄旗の第一参領のうち第四・第七・第十一佐領の三ニルであるが⁽³⁷⁾,これは元々鑲白旗に属していたニルである。元来ヌルハチの領旗であった鑲白旗が,八旗中の最有力旗であったことはすでに明らかにされているが⁽³⁸⁾,その鑲白旗所属のエイドゥ家のニルが,そのまま太宗領旗の鑲黄旗に移ることで,太宗の属下の軍事力を強化し,鑲白旗の旗王達の勢力を削ぐという結果をもたらしたはずである。エイドゥ家の旗人達がアジゲと悶着を起こして離主したことは,太宗にとっては予想外の出来事だったかも知れないが,エイドゥ家所属のニルを自身の領旗に組み込むことで,太宗は他の旗王よりもさらなる優位を獲得することが出来たと考えられる。すなわち,この崇徳四年のエイドゥ家の越旗異動を経て,鑲黄旗はさらに強力な太宗の勢力基盤になったといえよう。

ここまで本章では,崇徳年間の鑲黄旗人の特徴と,そうした旗人達を異動させて鑲黄旗を編成した太宗の意図について考察してきた

が、次章では、かかる特徴を持っていた鑲黄旗人達を、太宗はどのように政権の中に位置づけていたのかという点について考察する。

2. 崇徳年間の鑲黄旗人の任用と太宗の側近集団

前章では、崇徳年間の鑲黄旗の特徴について考察してきた。本章では、その特徴を踏まえて、鑲黄旗人達を太宗がどのように政権内に位置づけていたのか、また太宗のもう一つの領旗であり、天聡年間から太宗の属下にあった正黄旗の旗人達と鑲黄旗人達がどのように関わって太宗の側近集団を構成していたのかという点について、彼らが任じられた官職を手がかりにしつつ明らかにしたい。

崇徳年間における清朝の官職で、前章で考察した鑲黄旗人達が顕著に任用されている官は、皇帝に近侍する親衛隊である侍衛と、彼らを統括する侍衛処の長官の内大臣である。崇徳年間に内大臣に就任した鑲黄旗人は五人いるが、その内訳はセレ・グンガダイ・シハン（錫翰 Sihan, バイントゥとグンガダイの弟）・トゥルゲイ・イルデンで、いずれも前章で指摘したように、太宗と強い結びつきのある旗人達であった。崇徳年間に内大臣に任用された人物の中で、属旗がはっきりとわかるものは管見の限り十三人であるが、このうち五人は後述するようにモンゴル旗人であり、また二人は出身氏族が不明で⁽³⁹⁾、残る満洲旗人は六人であるため、満洲旗人内大臣の大半が鑲黄旗人であったことがわかる⁽⁴⁰⁾。清朝における皇帝の側近集団としては、近年、杉山氏が親衛隊（ヒヤ hiya=侍衛）・書記局・家政機関の三組織を挙げ、これを総合的に検討することの必要性を述べているが、そこで杉山氏が指摘するように、内大臣や彼らが管轄する侍衛は、単に皇帝の身辺警護をするだけでなく、人的供給源としての側面を持ち、実際に侍衛から見出され高官に上り詰めた者も多いた⁽⁴¹⁾。ここでは、杉山氏の提起したこの枠組みによりつつ、太宗の側近集団について検討し、杉山氏の論を補足することも試みたいと思う。

さて、この侍衛にはエイドゥ家・フュンドン家から多くの者が任用されており、鑲黄旗の中でも彼らが太宗の側近集団を構成する氏

族であったことは疑いないであろう⁽⁴²⁾。また、旧正藍旗出身の旗人達を見ても、フチャ氏のハシトゥンは異動後まもなく侍衛に任じられている⁽⁴³⁾。ハシトゥンは、前述のようにマングルタイの母系氏族の出身であり、フチャ氏は正藍旗旗王家を支える有力氏族であった。鑲黄旗の編成には、旧正藍旗人を円滑に自身の勢力基盤として作り替えようとする太宗の意図がうかがえることは前述したが、このハシトゥンが早くに侍衛となったのは、それに加えて、マングルタイ属下の有力氏族であったフチャ氏を、太宗の側近集団の中に取り込もうとしたためと考えられる⁽⁴⁴⁾。崇徳二（1637）年五月に、鑲紅旗旗王のニカン（尼堪 Nikan）とその舅のトゥルゲイが罪に問われた際に、事件の調査のために太宗はソニン（索尼 Sonin）・ヒルゲン（希爾根 Hirgen）・ハシトゥンの三人の侍衛を派遣しているが⁽⁴⁵⁾、天聡年間から太宗の側近として活躍していたソニン・ヒルゲンとともにハシトゥンが派遣されたところからすると、崇徳二年の段階ではすでに彼が太宗の側近として活躍していたようである⁽⁴⁶⁾。同じように、崇徳年間になって鑲黄旗に編入されたセレとトゥルゲイ・イルデン兄弟は、内大臣となっている。侍衛は皇帝より個人的な恩寵を与えられるというだけではなく、一面では人質や再教育のためのポストとしての性格を国初から持っていた⁽⁴⁷⁾。すなわち、皇帝に近侍する侍衛やそれらを管轄する内大臣は、常に太宗の側近くに侍ると言う点で、太宗が彼らを教育しやすく、属下に加わって日が浅い旗人達を側近として転化するのに最も適していたポストであったといえる。鑲黄旗人が侍衛や内大臣に多く任用されたのは、そこに大きな理由があると考えられる。実際の政治史における事例を見ても、太宗死後に政権を握った順治帝の摂政ドルゴン（多爾袞 Dorgon, ヌルハチの十四子）に、両黄旗からも阿る者が続出した中で、ハシトゥンはドルゴンに与さなかったために処罰されており⁽⁴⁸⁾、前述のセレも、目立って処罰こそされていないものの、ドルゴン派として積極的に行動した形跡はない。これらの例からすると、崇徳年間を通じて行われた旧正藍旗人への太宗の「再教育」は成功したといえる。

ところで、内大臣は鑲黄旗人以外にも、同じ太宗の領旗である正

黄旗の旗人が多く任じられている。とはいえ、内大臣が皇帝と外部との間を取り次ぐ役割を持っていたためか⁽⁴⁹⁾、モンゴル諸部から来帰して八旗に編入された者も多く任用されており、前述のように、特に正黄旗人の内大臣はそうしたモンゴル旗人が大半で⁽⁵⁰⁾、元々太宗の領旗に属し、鑲黄旗人のような功臣の家系の出身者は、ヌルハチ以来の功臣であるシュムル（舒穆祿 Šumuru）氏ヤングリ（楊古利 Yangguri）の子タジャン（塔瞻 Tajan）くらいである。このヤングリ家は、家祖ヤングリが太宗時代は功臣の筆頭というべき地位にあって、専管分定の際にもそこに名を連ねており、ヤングリの甥のタンタイ（譚泰 Tantai）は崇徳年間を通じて正黄旗のグサ＝エジェンを務めていることからわかるように、太宗の有力な与党であった一族であった。タジャンが内大臣に任用されたのも、そうした理由によるものであろう。

この正黄旗のヤングリ家は、内大臣に任用された鑲黄旗人とは婚姻関係を持っている。セレの弟でありボイホチの五子であるアジライの夫人はヤングリの娘であり⁽⁵¹⁾、シハンの妾の一人もまたヤングリの娘である⁽⁵²⁾。これに加えて、セレの家系とエイドゥ家の間にも婚姻関係があったことを考え合わせれば、満洲旗人の内大臣達が婚姻を通じて相互に関係を持っていたことがわかる。太宗が正黄旗の権門の中から特にシュムル氏のタジャンを内大臣に任じたのは、彼の出自に加え、鑲黄旗人との関係のゆえと考えられ、太宗はかかる人事を行うことによってより強固な側近集団を作ろうとしたと考えられる。

また、内大臣・侍衛は太宗に近侍する側近官であったが、これを国政を担当する議政大臣と比較した時、これに任じられた鑲黄旗人は、やはり同じ集団の出身者であった。議政大臣は崇徳二年三月に、各旗より三名（旗によってはそれ以上）増員されているが、この時に議政大臣になった両黄旗人は、鑲黄旗はグンガダイ・シハン・バハ（巴哈 Baha, ウイチの四子）・ダバタ（達巴塔 Dabata, セレの五子）、正黄旗はトゥライ・タンブ（譚布 Tanbu, タンタイ弟）である⁽⁵³⁾。さらに翌崇徳三（1638）年にも新たに議政大臣に任じられた者がおり、

ここでは鑲黄旗からサビガンが任じられている。またグサ＝エジェンは、ほとんどの場合議政大臣を兼ねており、崇徳年間を通じてその職にあったバイントゥとタンタイがここに加わるであろう。また当時は鑲白旗に属していたが、同時期に議政大臣に任じられた人物の中には、エイドゥ家のチョーハルとソホンもいた。これらの旗人を見ると、両黄旗ともに宗室バイントゥ兄弟・フュンドン家・ヤングリ家・旧正藍旗人中の太宗に近い旗人といったグループの出身者で構成されていた。杉山氏は、内大臣などの側近官と、諸旗王大臣による議政・合議体制は、相補いながら皇帝政治を支える存在であったと論じているが⁽⁵⁴⁾、そうだとすれば、側近官と議政大臣を輩出した家系が重なるということは、とりもなおさず彼らこそが太宗政権を構成する旗人達であったということである。順治五（1648）年三月に、トゥルゲイらの旧罪が議された際に、

圖爾格・索尼・圖賴・錫翰・鞏阿岱・鰲拜・譚泰・塔瞻の八人、肅王（ホーゲ）の家中に往きて、言いて肅王を立てて君と爲し、上（順治帝）を以て太子と爲さんと欲し、私かに相計り議す。
又た圖賴・索尼・鞏阿岱・錫翰・譚泰・鰲拜の六人、共に盟誓を立てて、一處に生死するを願う。

というように⁽⁵⁵⁾、太宗の死後にホーゲを後継者として擁立しようとしたとして名が挙げられている旗人達が、崇徳年間の内大臣・議政大臣らと重なるのもそのことを裏書きする。この事例は、太宗死後五年も経った順治年間のことであるが、取り上げられているのは太宗の死の直後のことであり、崇徳年間の実情を反映しているものと考えられる。かつ、この時に処罰されたオボイ自身も、ホーゲを擁立しようとしたことは否定しているものの、順治帝をもり立てるべく黄旗の大臣で盟約を結んだことは事実だと発言している⁽⁵⁶⁾。このことからするに、彼らが両黄旗の中でもとりわけ皇帝に近しく、幼少の順治帝の支えとなることを期待された太宗の股肱というべき旗人だったといえよう。

これらの旗人達のうち、バイントゥ兄弟やタンタイは、太宗の期待に反してドルゴンに阿附し、後に処罰されているが⁽⁵⁷⁾、エイドゥ

家・フュンドン家・ヤングリ家や、前述のハシトゥンの家系からは、太宗朝以降も、順治帝から遺詔を受けた輔政大臣などの政権に関わる大臣達が多く輩出されている。太宗によって形成された側近集団は、その後も清朝の政治史に大きな影響を及ぼすこととなったのである。

おわりに

本稿では、鑲黄旗を中心に、太宗が崇徳年間に自らの領旗を改組した意図と、そうして鑲黄旗に編入され、太宗の側近集団を構成したのがいかなる旗人だったのかという点について考察してきた。本稿で明らかになったことをまとめると、以下ようになる。

①崇徳年間の鑲黄旗に属した主な旗人達は、旧正藍旗中で太宗に近い旗人、旧マングルタイ派の旗人、そして太宗の側近集団を構成した旗人達からなり、そして鑲黄旗内の八旗官は太宗の近臣であるバイントゥがグサ＝エジェンとなり、太宗の近臣と、旧正藍旗の中で太宗に近しかった者がメイレン＝ジャンギンとしてそれを支えるという構成を取っていた。こうした鑲黄旗の体制には、マングルタイ属下であった旧正藍旗人を円滑に自己の勢力基盤として作り替えようとする太宗の意図が反映されていたと考えられる。

②正黄旗から鑲黄旗に異動した旗人達は、ともに太宗の側近集団に属しているというだけでなく、婚姻を通じて相互につながりも持っており、さらに彼らは旧正藍旗の旗人達と婚姻関係を持っている者も多く、マングルタイと党の旧正藍旗人を管理するには適任であった。また崇徳四年になって鑲白旗から鑲黄旗に越旗異動したニューフ氏のトゥルゲイ兄弟も、鑲白旗の中は太宗と近しかった者達で、かつセレヤフュンドン家といった鑲黄旗人達と婚姻関係を持っており、そのために太宗は彼らを鑲黄旗へ異動させたのだと考えられ、さらにエイドゥ家の所管のニルが鑲黄旗に異動したことで、この越旗異動は鑲黄旗の軍事力を強化する結果をもたらした。

③このような鑲黄旗の要職を構成した旗人の一族は、侍衛や内大臣に任用されている者が多く、かつ彼らは互いに婚姻関係を持つ氏

族の出身者で構成されており、このような構成は、側近集団を強固なものにしようとする太宗の意図によるものと考えられる。また、崇徳年間の内大臣・侍衛と、議政大臣を構成した鑲黄旗人とを比較すると、やはり彼らは同じ集団の出身者であり、清朝の皇帝権力を支える両者に任じられた鑲黄旗人達は、すなわち太宗政権を構成する太宗の腹心達であった。

かかる特徴を有していた鑲黄旗人は、同時に国初以来の功臣の家柄でもあり、天聰年間より深く国政に関わってきた者達であったが、太宗は婚姻関係などを通じて彼らを巧妙に組織し、強固な集団を構成しようとした。前述のように、彼らの家系からはこれ以降も政権を構成する大臣達が輩出されたが、では太宗朝に続く順治帝親政期、あるいは康熙年間には、鑲黄旗人は具体的には皇帝とどのような関係になり、どう政権に関わっていったのだろうか。その問題については、今後の課題として別稿に譲りたい。

【史料目録】（発行年順）

『滿文太宗実録』：順治初纂滿文本『大清太宗文皇帝実録』（マイクロフィルム資料，東洋文庫東北アジア研究班所蔵）

『老檔』：滿文老檔研究会訳注『滿文老檔』（太祖朝3冊，太宗朝4冊，東洋文庫，1955-1963）

『世祖実録』：『大清世祖章皇帝実録』（『大清歴朝実録』所収，台北，華文書局，1964）

『旧檔』：神田信夫等訳『舊滿洲檔 天聰九年』（Ⅰ・Ⅱ，東洋文庫，1972-1975）

『初集』：『八旗通志初集』（全8冊，長春，東北師範大学出版社，1985）

『通譜』：『八旗滿洲氏族通譜』（瀋陽，遼瀋書社，1989）

『訳編』：中国第一歴史檔案館編『清初内国史院滿文檔案訳編』（全3冊，北京，光明日報出版社，1989）

『滿文内国史院檔』：『滿文内国史院檔』（北京，中国歴史第一檔案館，1989）

『順治朝滿文内国史院檔』（マイクロフィルム資料，北京，中国歴史第一檔案館，2003）

- 『統集』：『欽定八旗通志』（全12冊，長春，吉林文史出版社，2002）
- 『原檔』：馮明珠主編『滿文原檔』（全10冊，台北，沉香亭出版企業社，2005）
- 『内国史院檔』：東洋文庫清代史研究室訳注『内国史院檔 天聰七年』（東洋文庫，2003）
- 東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年』（東洋文庫，2009）
- 『宗譜』：『愛新覺羅宗譜』（全30冊，附『星源集慶』，北京，学苑出版社，2008）
- 『弘毅公家譜』：『鑲黃旗鈕祜祿氏弘毅公家譜』（姜業沙他主編『清代八旗史料匯編』所収，北京，全国図書館文献縮微複製中心，2012）

註

- (1) 太宗朝の君主権力の強化について論じた研究としては、三田村泰助「清の太宗の即位事情とその君主権確立」（『東洋史研究』6-2，1941）同「再び清の太宗即位事情に就いて」（『東洋史研究』7-1，1942）陳文石「清太宗時代的重要政治措施」（『明清政治社会史論』下冊、台北，台湾学生書局，1991，原載『歴史語言研究所集刊』40，1968）白新良「論皇太極繼位初的一次改旗」（『南開史学』1981-2，1981）杜家驥『清皇族与国政關係研究』（台北，五南圖書出版公司，1998）姚念慈「向君主集權制過渡中的滿族国家」（『清初政治史探微』第四章，瀋陽，遼寧民族出版社，2008）などがある。
- (2) 磯部淳史「清初入関前の内三院について——その構成員を中心に——」（『立命館文学』608，2008）同「清初における六部の設置とその意義——太宗の「集權化政策」の一例として——」（『立命館文学』619，2010），同「太宗・順治朝におけるグサ=エジェンとその役割」（『滿族史研究』9，2010）参照。
- (3) 杉山清彦「清初正藍旗考——姻戚關係よりみた旗王権力の基礎構造——」（『史学雑誌』107-7，1998）参照。
- (4) 阿南惟敬「清初正藍旗改組始末考」（『清初軍事史論考』甲陽書房，1980，原載『江上波夫教授古希記念論集歴史編』山川出版社，1977）。杜家驥「清初八旗領属關係の多次改変及其政治影響」（『八旗与清朝政治論

- 稿』第六章，北京，人民出版社，2008）。
- (5) 磯部淳史「太宗・順治朝におけるグサ＝エジェンとその役割」63～64頁。
- (6) 杜家驥「清初八旗領属関係の多次改変及其政治影響」159～164頁。
- (7) 『通譜』卷二十三，哈達地方納喇氏，吳爾瑚達伝，海塔伝。
- (8) 阿南惟敬「清初固山額真年表考」（『清初軍事史論考』甲陽書房，1980，原載『防衛大学紀要』人文・社会科学編15，1967）263～264頁，杉山清彦「清初正藍旗考」10頁。
- (9) 『満文太宗実録』卷一，天命十一年九月初一日の条。
- (10) 『満文太宗実録』卷九，天聰五年七月初八日の条。
- (11) 磯部淳史「太宗・順治朝におけるグサ＝エジェンとその役割」58～61頁。
- (12) 『満文太宗実録』卷十七，天聰八年正月二十八日の条。なお，この条の冒頭では，「グサ＝エジェンのセレは……この二十六人を率いて」（gūσαι ejen sele，……ere orin ninggun niyalma be gaifi）とあり，セレが主体となってマングルタイ夫人邸を訪れたようにも見えるが，これは彼が旗の大臣であるグサ＝エジェンのために筆頭に書かれているだけであろう。主立った旗人達が一度に訪れていることからするに，マングルタイと近い特定の旗人が酒を献じに来たというよりも，旗王と主従関係のある旗人が旗王の回忌供養を訪れたという儀礼的行為であるように思える。太宗も夫人たちの邸宅に無理に押しかけて乱行をなしたことを問題視しているが，マングルタイに酒を献じるという行為そのものについては何も咎めていないことからそのことはうかがえる。
- (13) 杉山清彦「清初正藍旗考」7頁。
- (14) この直後の『満文太宗実録』の記事には，セレは正藍旗のグサ＝エジェンとして登場し（『満文太宗実録』卷十八，天聰八年五月十九日の条），その間に再任の記事もないので，この時はグサ＝エジェンは解任されなかったものと考えられる。
- (15) 『満文太宗実録』卷九，天聰五年八月十三日の条。
- (16) 磯部淳史「太宗・順治朝におけるグサ＝エジェンとその役割」60頁。
- (17) 『満文太宗実録』卷二十六，天聰九年十二月初七日の条。『統集』卷

百三十六、覺羅色勒伝によれば、セレは崇徳三年より吏部右参政の職も兼ねているが、その記事に続けて「順治元年、内大臣に擢し、仍お副都統に任ず。」（「順治元年、擢内大臣、仍任副都統。」）とあるので、メイレン＝ジャンギンも太宗朝を通じて務めていたと考えられる。

- (18) 杉山清彦「清初正藍旗考」19～20頁。
- (19) 杉山清彦「清初正藍旗考」24頁。
- (20) 『旧檔』天聰九年正月二十三日の条（『旧檔』Ⅰ，40頁。『原檔』第九冊「滿附三檔」，51頁）。
- (21) 『老檔』崇徳元年十月初五日の条（『老檔』Ⅶ，太宗4，1307頁。『原檔』第十冊「字字檔」，477頁）。
- (22) 『老檔』崇徳元年十月初七日の条（『老檔』Ⅶ，太宗4，1311頁。『原檔』第十冊「字字檔」，482頁）。専管ニルの分定についての研究としては、阿南惟敬「天聰九年専官ニル分定に関する新研究（上）」（『清初軍事史論考』，甲陽書房，1980，原載『防衛大学校紀要』人文・社会科学編30，1975），同「天聰九年専官ニル分定に関する新研究（下）」（『清初軍事史論考』，甲陽書房，1980，原載『防衛大学校紀要』人文・社会科学編31，1975），増井寛也「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」（『立命館文学』594，2006）がある。
- (23) 例えば、崇徳六年八月に、バイントゥ兄弟が罪を得て処罰された際に、一度はグサ＝エジェンの解任が決定されているものの（『滿文太宗実録』卷五十七，崇徳六年八月初五日の条），その直後の記事ではバイントゥはグサ＝エジェンとして登場し（同崇徳六年八月十五日の条），翌年六月に正式に再任する（同卷六十一，崇徳七年六月初六日の条）間に他の者が鑲黄旗のグサ＝エジェンに任命された記事もないため，バイントゥは実質的にはグサ＝エジェンとしての職務を行っていたものと考えられる。
- (24) グンガダイもまた，文館の官人や太宗の近臣とともに，太宗の使者として派遣されている記述が史料中にはしばしば見られる（『滿文太宗実録』卷八，天聰五年正月二十日の条。『滿文太宗実録』卷十七，天聰八年正月初八日の条）。
- (25) 『初集』卷百四十五，阿哈尼堪伝。
- (26) 『滿文太宗実録』卷六十一，崇徳七年七月初三日の条。

- (27) 鈴木真「康熙朝における近臣たち——「内務府系氏族」について——」(『社会文化史学』49, 2007) 3頁。
- (28) 『初集』巻百四十三, 内爾特伝。
- (29) 『宗譜』丁冊, 8779頁。
- (30) 『宗譜』戊冊(3) 135~136頁。
- (31) 『旧檔』天聰九年正月二十三日の条(『旧檔』1, 41頁。『原檔』第九冊「満附三檔」, 52頁)。なお、『旧檔』の記事では、オーデは「Odoi」と表記されているが、『初集』巻三, 旗分志三に記載されるエイドゥ家の専管ニルのうち, 第十一佐領はオーデの管理する所となっているため, これは表記が異なるだけでオーデと同一人物と考えて間違いないであろう。
- (32) 『満文太宗実録』巻四十八, 崇徳四年九月十八日の条。
- (33) 阿南惟敬「八旗通志満洲管旗大臣年表「鑲白旗」考」(『清初軍事史論考』甲陽書房, 1980, 原載『防衛大学紀要』人文・社会科学編28, 1974) 472~473頁。杉山清彦「清初八旗における最有力軍団——太祖ヌルハチから摂政王ドルゴン——」(『内陸アジア史研究』16, 2001) 27頁。
- (34) 阿南惟敬「八旗通志旗分志「鑲黄旗」考」(『清初軍事史論考』甲陽書房, 1980, 原載『防衛大学紀要』人文・社会科学編22, 1971) 455頁。杉山清彦「清初八旗における最有力軍団」28頁。磯部淳史「太宗・順治朝におけるグサ=エジェンとその役割」58~62頁。
- (35) 道常は『弘毅公家譜』のアハ=ニカンの項では、「ウェヘ(倭赫 Wehe, チャカニの子)の兄」となっているが、『通譜』巻一, 蘇完地方瓜爾佳氏, 索海伝には, ソーハイの子の「道禪」がソーハイの軽車都尉の職を承襲したとあるので, この道常はソーハイの子であろう。
- (36) 杉山清彦「八旗旗王制の成立」(『東洋学報』83-1, 2001) 76頁。
- (37) 阿南惟敬「八旗通志旗分志「鑲黄旗」考」448~451頁。
- (38) 杉山清彦「清初八旗における最有力軍団」参照。
- (39) この二人とは, ボボン(波蚌 Bobong)とシネ=ブク(席訥布庫 Sine Buku)である。両名は正黄旗人であるが, 伝記史料を欠くために出自は不明である。
- (40) 『満文太宗実録』中には, この十三人以外にも内大臣の肩書きを持つ複数の人物が登場するが, いずれも経歴が不明である。

- (41) 杉山清彦「清初侍衛考」(『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会, 2015, 第三章→原載「ヌルハチ時代のヒヤ制——清初侍衛考序説——」【『東洋史研究』62-1, 2003】の加筆版) 181~184, 214頁。
- (42) 『通譜』巻一, 蘇完地方瓜爾佳氏の各伝によれば, ウイチの子のバハ・ムリマらが, 『弘毅公家譜』によれば, エイドウの孫の世代からチャチャンら複数人が一等から三等の侍衛になっており, セレの弟で, エイドウ家のソホンの舅であるアジライもまた侍衛であった。エイドウ家より侍衛に任じられた旗人については, 内田直文「清朝入関後における内廷と侍従集団——順治・康熙年間を中心に——」(『九州大学東洋史論集』37, 2009) 参照。なお, この二家は清朝を通じて侍衛を輩出した数が, 他氏や他の家系に比して突出しており, 陳文石氏の研究によれば, 清朝全時代を通じて侍衛に任用された者の数は, エイドウ家が五十四人, フェンドン家が五十八人である(陳文石「清代的侍衛」【『明清政治社会史論』下冊, 台北, 台湾学生書局, 1991, 原載『食貨月刊復刊』7-6, 1977】628頁)。
- (43) 『統集』巻百三十六, 哈什屯伝に, 「太宗文皇帝天聡の時, 鑲黄旗に改隸せしめ, 侍衛を授く。」(太宗文皇帝天聡時, 改隸鑲黄旗, 授侍衛。)とある。
- (44) この侍衛に任じられたことがハシトゥンの再出発の足がかりになったことは, 杉山氏も指摘している(杉山清彦「清初侍衛考」191頁)。
- (45) 『満文太宗実録』巻三十五, 崇徳二年五月二十八日の条。
- (46) この他に, 『満文太宗実録』巻四十六, 崇徳四年五月初二日の条でも同様の例が見られる。
- (47) 杉山清彦「清初侍衛考」183頁。なお, 陳文石氏も, 入関後の侍衛には失態や罪を得た官人が再帰するための場としての役割を持っていたことを指摘している(陳文石「清代的侍衛」639~641頁)。
- (48) 『統集』巻百三十六, 哈什屯伝。
- (49) 谷井陽子「入関後における八旗制度の変化」(『八旗制度の研究』附論1, 京都大学学術出版会, 2015) 417頁。
- (50) モンゴル出身者で太宗朝に内大臣となった旗人は, バヨト(把岳忒 Bayot) 部モンゴル出身のエンゲデリ=エフ(恩格得爾額駙 Enggederi Efu)・

ナンヌク（囊努克 Nangnuk, エンゲデリ＝エフ長子）・エルケ＝ダイチン（額爾克戴青 Erke Daicing, エンゲデリ＝エフ次子）・バトマ（巴特瑪 Batma, エンゲデリ＝エフ五子）、ウルト（兀魯特 Urut）部モンゴルのオチル（鄂齊爾 Ocir）・ドルジ（多爾濟 Dorji）・ナムセンゲ（納穆僧格 Namsengge）らがいる。

- (51) 『宗譜』戊冊, 425～426頁。
- (52) 『宗譜』丁冊, 玉牒之末, 263頁。
- (53) 『満文太宗実録』卷三十五, 崇徳二年三月二十八日の条。『内国史院檔』崇徳四年四月二十七日の条。
- (54) 杉山清彦「大清帝国の支配構造と八旗制——マンジュ王朝としての国制試論——」（『中国史学』18, 2008）178頁。
- (55) 『世祖実録』卷三十七, 順治五年三月己亥の条。（圖爾格・索尼・圖賴・錫翰・鞏阿岱・鰲拜・譚泰・塔瞻八人, 往肅王家中, 言欲立肅王爲君, 以上爲太子, 私相計議。又圖賴・索尼・鞏阿岱・錫翰・譚泰・鰲拜六人, 共立盟誓, 願生死一處。）
- (56) 『世祖実録』卷五十六, 順治八年四月丁巳の条。
- (57) 『世祖実録』卷五十九, 順治八年八月壬戌の条。『世祖実録』卷六十三, 順治九年三月癸巳の条。なお, バイントゥ兄弟は太宗からは信任されていたが, オボイヤトゥルゲイといった同じ鑲黄旗人の他の側近達とは関係が良好でなかった節がある（『満文太宗実録』卷五十七, 崇徳六年八月初五日の条）。太宗の側近達の結束が脆弱な部分を持っていた原因には, こうした旗人間の反目・対立があったと考えられる。

(立命館大学文学部非常勤講師)

Imperial Bannerman of Daicing Gurun during the Chongde Era:
The Case of the Bordered Yellow Banner

ISOBE Atsushi

During the 4th month of Tiancong 8 (1636), Hong Taiji, successor of the Jurchen dynasty of Aisin Gurun 金国 (aka Later Jin Dynasty), was enthroned as the founder/emperor of Daicing Gurun 大清国, which would become China's Qing Dynasty in 1644. On this occasion the era was changed to Chongde 崇德, marking an interesting epoch in the kingship exercised by Hong Taiji. Up until 1636, Taizong had spent years consolidating his power by divesting the Banner (*gūsa* 旗) princes, and by pursuing a policy of centralization based on institutions modeled after those of the Ming Dynasty.

The Bordered Yellow (*kubuhe šanggiyan* 鑲黃) and Plain Yellow (*gulu suwayan* 正黃) Banners, which were directly commanded by Taizong were reorganized during the last years of the Tiancong Era and formed his power base during the transition years of Chongde. Among these two the Bordered Yellow Banner had substantially been newly created by Taizong, presumably for the purpose of recruiting bannermen formerly under the command of the prince of the Plain Blue (*gulu lamun* 正藍) Banner and putting under the direct command of Taizong. Although this kind of activity should not be overlooked when discussing the imperial authority exercised by Taizong, there has been little research done to date on the Bordered Yellow Banner.

The present article is an attempt to provide more details on the subject by examining the Bordered Yellow Banner's large scale reorganization in terms of Taizong's true intentions and the way in which its members were deployed within the Daicing Gurun regime.